

＜パイロット事業における当機構の費用負担の考え方＞

1. 調査対象となるパイロットプロジェクトについて

ご提案のパイロットプロジェクトを本調査の対象とするか否かについては、以下の判断基準によりパイロット性を確認した上で決定します。

(1) 施設、設備、資機材の新規・追加的投入の有無

(ア) 対象とするもの：施設・設備・資機材の購入・製造・建設・設置などに関し、それらのパイロット的な新規・追加的投入を行うが、本調査後、提案法人によって自主的に撤去するなど現状復帰が行われ、非恒久的なものである場合¹。または、それらの新規・追加的投入を必要とせず、既存の設備を利用しつつ行うパイロット的な活動である場合。

(イ) 対象としないもの：施設、設備、資機材の購入、製造、建設などの新規・追加的投入のうち、本調査後もそのまま継続して用いられる恒久的なものを含んだパイロットプロジェクト

(2) パイロットプロジェクトにおける活動目的

(ア) 対象とするもの：あくまでも当該 BOP ビジネスモデルの検証を目的としており、収益を発生せしめることを前提としないもの（販売のみではなく、調達、製造、流通等、他のプロセスについても、これを同じく適用する）²

(イ) 対象としないもの：もっぱら収益を発生せしめることを目的とする活動が含まれるもの（販売のみではなく、調達、製造、流通等、他のプロセスについても、これを同じく適用する）

2. 調査対象となるパイロットプロジェクトにおいて、JICA が負担できる費用

上記 1. において調査対象となるパイロット事業に該当しても、以下(1)に合致しないものは、JICA の費用負担の対象外となります。

(1) 対象とするもの：

- ・ 調査団員の人件費、諸経費

¹ 恒久的な施設・設備・資機材の購入・製造・建設・設置を伴い、撤去されない場合には、本事業の一部となり、パイロット性が認められないため、調査の対象とはなりません。

² 収益をせしめる場合には、本事業の一部と判断し、調査の対象とはなりません。

- ・ 現地再委託費用（ローカル企業や NGO 等）

(2) 対象としないもの（ただし、提案法人が負担することで、本調査内で行うことが出来る）：

- ・ 当該パイロット業務に引き続き常態として提案法人がその業務に従事させることを前提として新規・追加的に雇い入れる者の人件費（ただし、既に提案法人との直接雇用関係にある者を除く）。
- ・ 施設・設備・資機材の購入・製造・運搬・設置に係る費用（パイロットプロジェクトで販売される物品についても、これを同じく適応する）

(3) 理由

上記 2. (2) においては、施設・設備・資機材等については負担の対象外と整理していますが、その理由は以下のとおりです。

- ・ 通常、委託調査において JICA が費用負担を行う場合、その所有権は JICA に帰属するが、調査後返納された施設・設備・資機材等は JICA としても再活用が難しいものであるため。
- ・ かかる施設・設備・資機材等が第三者に損害を与えた場合の法的責任を JICA として負いかねるため。

3. 事例

ケース（想定）	本調査における取り扱い
A 社が既に現地で展開している製造設備を活用し、現地で新しい商品を製造するために、ラインの修正が必要となった。工場設備改修のため、機材購入、工事費、人件費等、追加的投入をしたい。	既存の工場設備等を利用するものであっても設備等への恒久的な変更を加えることを目的とした追加的投入を含むものであれば、本調査のパイロットプロジェクトの対象とはなりません（従ってパイロットプロジェクトに関係する部分については一切の支払い対象外となります）。
B 社が既に現地で展開している製造設備を活用し、現地で新しい商品のパイロット製造、販売を行うことになった。ついては、試験的に BOP ビジネスモデルを検証するため、今後の事業展開を念頭に置き、現地で新たに正社員を直接雇用し、その人件費を調査の一環として支払いたい。	既存の設備を利用したパイロットプロジェクトの場合（追加的投入がない場合）は本調査の対象となります。ただし、製造にかかる施設・設備・資機材の購入・製造・運搬・設置に係る費用については、JICA による支払いの対象となりません。人件費については、調査終了後も雇用させることを前提とした新たな正規雇用のため、支払い対象としません（既に正社員である調査団員をパイロットプロジェクトに従事させる場合や、パイロットプロジェクトの期間中に限った雇入れの場合については、お支払いします）。
C 社が、村落内に移動式の浄水器を設置し、飲料水の製造、販売の検証を行うことになった。ついては、試験的に現地で浄水設備を管理、運営し、また飲料水を試験的に周辺地域に販売するため、現地委託した NGO を通じ、現地の女性グループのメンバーを調査期間中雇用したい。また、村落に設置した浄水器については、調査終了後、C 社によって撤去する予定である。	調査のために追加投入される設備、資機材（浄水器）は、調査終了後に C 社によって撤去する予定（非恒久的）なため、本調査のパイロットプロジェクトの対象となります。ただし、製造にかかる施設・設備・資機材の購入・製造・運搬・設置に係る費用については、JICA による支払いの対象となりません。浄水設備の設置、運営及び飲料水の試験的販売に係る人件費については、パイロットプロジェクト期間中の一時的な雇用契約のもとでの業務であるため、現地再委託費の契約の中で支払いが可能です。

D 社が、日本から物品を輸入して、現地で BOP ビジネスモデルの妥当性を検証するため、現地で試験的販売を行う予定。流通、販売のための人材については、現地で優秀な人材を発掘し、直接雇用を行う。	日本を含む他国から物品を輸入して販売する場合であっても、もっぱら収益を調査の目的としない場合は調査対象となります。ただし、物品の輸入にかかる費用については対象外です。人件費については、支払い対象となるのは調査団員の人件費のみで、新たに直接雇用した現地の人件費は対象となりません（現地再委託先を通じてパイロットプロジェクト期間中に業務に従事させる場合は、再委託契約の範囲において支払い可能です）。
---	--

以 上